

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します)

市では、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対して、所得全体の底上げを図ることを目的とした高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。給付金を受け取るには申請書の提出が必要です。忘れずに申請してください。

支給対象者

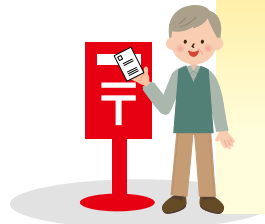
- 次の①～③の要件をすべて満たすかた
- ①平成27年1月1日時点で川口市に住民登録のあるかた
 - ②平成27年度の市民税(均等割)が課税されていないかた
 - ③平成28年度中に65歳以上になるかた(昭和27年4月1日以前生まれ)
- ※平成27年度市民税(均等割)が課税されているかたの扶養家族や、生活保護の受給者などは対象外です。

支給額

支給対象者1人につき3万円(1回限り)

申請手続

4月下旬、支給対象者に申請書を郵送しますので、内容を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返信ください。



申請締切日

7月29日(金) [当日消印有効]

支給時期

書類に不備がない場合、申請後2カ月半ほどで、指定の口座に振り込みます。

■給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

不審な電話がかかってきたときは、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用窓口(＃9110)にご連絡ください。

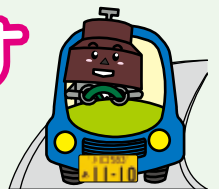
問い合わせ

臨時福祉給付金コールセンター
 ☎0570-01114-92 おいしいよ、給付
 受付時間: 午前9時～午後6時
 (土・日曜日、祝日を含む) ※通話料金が掛かります。
 担当: 臨時福祉給付金担当
 ☎048-446-9378

軽自動車税の税率が変わります

平成28年度から

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や初度検査年月によって、適用される税率が異なります。



平成28年度軽自動車税税率表

種別		新税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車 (125cc超～250cc以下)		3,600円
2輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

軽4輪・軽3輪 (登録年により税率が異なる車両)

種別	車両の初度検査年月	平成27年 3月31日以前 (旧税率)	平成27年 4月1日以降 (新税率※)	初度検査から13年を超えたもの (重課)		
		3輪	4輪			
軽自動車	乗用	3輪	3,100円	3,900円	4,600円	
		4輪	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	4輪	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		3輪	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	3輪	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

※環境負荷が小さな車両は、平成28年度分に限り税率が軽減されます。

初度検査年月は車検証を確認ください。

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7633 FAX048-259-4541